

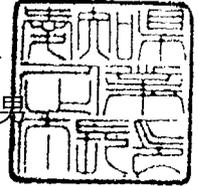


# 資料2

19企工第 326 号  
平成19年8月31日

愛知県知事  
神田真秋殿

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 宮島寿典



豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価方法書についての  
意見の概要について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第9条の規定に基づき、別添のとおり豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価方法書についての意見の概要を送付します。

担当 企業立地部工務課  
環境グループ  
内線 5658、5659



## 豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価方法書についての意見の概要

## 1 対象事業の目的及び内容に関する意見

番号	意見の概要
1-1	「対象事業実施区域の境界は、今後の土地利用計画の検討状況等により、順次確定していく。」というあいまいな事業区域では、調査方法の修正が必要な場合が出てくるため、事業区域を確定してから方法書への意見を求めるべきである。
1-2	土地利用構想で研究開発施設等の概要が記載してあるが、どのような環境影響評価が必要かを判断できる材料になっていない。県環境影響評価条例の造成事業だから、造成に伴う環境影響評価だけを簡単に検討しようという言うだけでは不十分である。少なくとも研究開発棟、実験棟の規模、内容、使用薬品・物質、汚染負荷量の予定を記載すべきである。
1-3	雨水排水は「流末に設置する調整池において流量調整を行ない、周辺河川へ放流する計画である」とあるが、流末の位置、数、調整池の規模などを明記すべきである。水質汚濁防止法では特定施設を有する事業場の敷地からの雨水排水に対しても規制基準が適用されるため、調整池だけでは不十分な場合がある。このためにも事業内容を具体的に明記すべきである。
1-4	汚水排水は「汚水処理施設を設置し...放流先の河川は...郡界川又はその支流の蕪木川とする計画である」とあるが、放流位置さえ未定では調査方法について意見も出せないため、早急に確定した後に意見を求めるべきである。
1-5	環境配慮事項で「水源かん養保安林の指定状況を考慮し、水源かん養保安林を保全する構想としている。」とあるが、事業区域内の水源かん養保安林を全てそのまま残すのか、何割かは伐採するのかが不明である。その点を明記すべきである。 また、P3-67の土地利用の状況で「事業実施区域の一部に保安林が存在する。」とあるが、詳細にその位置、面積を記載すべきである。また、この保安林がP2-8の環境配慮事項でいう「水源かん養保安林」なのかどうかも明記し、開発区域との関係（残存させるのか、伐採するのか）も明記すべきである。
1-6	環境配慮事項で「建設機械はできる限り低公害型の機械を採用する」とあるが、低公害型の機械の定義を明記すべきである。大気、騒音、振動でそれぞれ国土交通省が定めたものか。また、できる限りという限定はやめ、低公害型の機械がある場合は全て採用すべきである。
1-7	残置森林について、その森林特性について明らかにするとともに、手入れの不十分な人工林（針葉樹単相林）についての評価も行なうべきである。 造成緑地については、なぜ現状を改変し造成しなければならないのか、その理由を明確にするとともに、本事業実施上適切な改変、造成なのかを明らかにすべきである。また、造成緑地の植生について「現存植生等を考慮する」とされているが、たとえば「愛・地球博」関連の事業では、園芸品種や沿岸部生息種が植栽された事例が多々ある。

## 2 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見

番号	意見の概要
2-1	<p>「対象事業実施区域」、「その周囲」、「調査対象範囲」の定義が不明確である。特に「その周囲」はどの範囲を指すのか分からない。また、「調査対象範囲」は「適宜、調査対象項目により適切な範囲とした」という点は、その原則ぐらい記載すべきである。</p>
2-2	<p>大気質の状況で平成 17 年度までを示しているが、すでに 18 年度結果は公表されているため、最新資料として記載し評価を修正すべきである。特に二酸化窒素については、18 年度は 2 局で環境基準未達成と悪化したため正確な現状把握が必要である。</p> <p>また、ダイオキシン類、有害大気汚染物質について測定地点を図示すべきである。</p>
2-3	<p>騒音（一般地域、自動車騒音）、道路交通振動の調査結果は地点図が不足しているため、「事業実施区域及びその周辺において測定は行なわれていない。」が確認できない。</p> <p>また、騒音（自動車騒音）の調査結果で「岡崎市において調査地点の一部で要請限度を上回る結果となっている」この状況について、岡崎市は生活環境保全上支障が生じているかどうかについて、どのような判断をし、公安委員会等への要請を行なったかどうかを調査し記載すべきである。</p>
2-4	<p>悪臭に係る環境の状況だけが、大気、騒音、振動のように測定結果がなく、悪臭関係工場等の届出件数だけであるが、本当に測定結果はひとつもないのか。</p>
2-5	<p>地質の状況で「活断層詳細デジタルマップ（平成 12 年東京大学出版会）」で「事業実施区域及びその周辺においては、活断層は確認されていない。」とあるが、最新資料として平成 19 年 9 月の「愛知県活断層アトラス」でも確認すべきである。</p>
2-6	<p>地盤の状況で西三河地域の地盤沈下状況があるが、この調査範囲は西尾、播豆だけであり、今回の事業とは関係ない。</p>
2-7	<p>地下水の状況で平成 17 年度の結果だけがあるが、調査地点は毎年変更して調査しているはずであり、全体的な状況を把握するには、数年間の調査結果を確認する必要がある。</p>
2-8	<p>地下水の状況で、少ない調査にもかかわらず蕪木町で砒素が環境基準値を超過しているが、その原因追求、汚染範囲確定の調査は行なわれていないのか、確認する必要がある。</p>
2-9	<p>土壤汚染の状況で、土壤汚染対策法に基づく指定区域が 2 ヶ所記載され、「事業実施区域及びその周辺には指定区域は存在しない。」のはいいが、その 2 ヶ所の位置を P3-7 など明記すべきである。</p>
2-10	<p>哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、植物の環境省レッドデータブックは平成 19 年 8 月 3 日に改訂されているので、見なおす必要がある。</p>
2-11	<p>P3-35 に鳥類が 13 目 35 科確認されたと記載してあるが、表が正しいとすれば、14 目 36 科のまちがいである。</p>

番号	意見の概要
2-12	環境関係法令で地盤沈下について、県の「条例に基づく規制地域はなく、揚水規制は行なわれていない。」とあるが、一定規模以上の揚水については揚水量報告の義務があることを明記すべきである。

### 3 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見

番号	意見の概要
3-1	大気汚染の現地調査地点が周辺地域の1地点として事業区域の北側を選んでいるが、北西の卓越風に対して将来の事業区域の影響をより大きく把握できる、事業区域の南側でも実施すべきである。
3-2	降下ばいじんの現地調査を「1年間の調査を行なう。」とあるが、回数、頻度を明記すべきである。
3-3	降下ばいじんの調査地点が大気現地調査の1地点だけでは不十分である。工事中の搬出入車両の影響を考え、交通量、騒音、振動を調査する7地点で行なうべきである。
3-4	建設機械の稼働等による騒音、振動の予測対象時期を「騒音、振動に係る環境影響が最大となる時期」としているが、8地点それぞれで、建設機械の稼働状況が異なるはずなので、事業区域全体でまとめて予測対象時期を選定するのではなく、地点ごとに個別に環境影響が最大となる時期を選定すべきである。
3-5	低周波音の予測手法で、周波数別に調査、予測、評価することを明記すべきである。
3-6	水素イオン濃度の予測地点が「周辺河川8地点のうち、水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点」という定義はあいまいである。現地調査する8地点で予測すべきである。
3-7	水素イオン濃度の調査地点が周辺河川の8地点とあるが、「污水处理施設を設置し...放流先の河川は...郡界川又はその支流の蕪木川とする計画」であるため、郡界川も調査地点に追加すべきである。
3-8	水素イオン濃度、水の汚れ・富栄養化に関して地域特性で「周辺河川に、農業用水等の利用がある。」だけでは不十分である。P3-70で郡界川には漁業権が設定されている。このことを明記すべきである。
3-9	水の汚れ・富栄養化あわせて、水生生物の生息に関して全亜鉛の環境基準が定められている。類型指定こそまだなされていないが、漁業権が設定されている郡界川では調査すべきである。
3-10	水の濁り（浮遊物質）の予測対象時期を「工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期」としているが、8地点それぞれで、工事状況が異なるはずなので、事業区域全体でまとめて予測対象時期を選定するのではなく、地点ごとに個別に環境影響が最大となる時期を選定すべきである。

番号	意見の概要
3-11	水の濁り(浮遊物質)の現地調査として、「降雨時に1回の調査を行なう。」とあるが、不十分である。降雨強度は様々なパターンがあり、必ずしも期待通りの調査結果が得られるとは限らない。できるだけ最大降雨の状況を把握できるよう、もっと多くの回数の調査をすべきである。
3-12	土壌環境の調査地点が「予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点」というあいまいな表現であるが、地点数、調査項目ぐらひは記載すべきである。P4-35の地図でも周辺地域を大きく囲んで調査範囲が示してあるだけであるが、大気、水質、騒音、振動と同様に調査地区を具体的に図示すべきである。
3-13	地下水の状況の予測時期を「工事により地下水への影響が最大となる時期」としているが、8地点それぞれで、工事状況が異なるはずなので、事業区域全体でまとめて予測対象時期を選定するのではなく、地点ごとに個別に環境影響が最大となる時期を選定すべきである。
3-14	地下水質の調査すべき情報で地下水質は、水素イオン濃度、濁度、浮遊物質に限定してあるが、蕪木町で砒素が環境基準を超過している実態や、将来、研究開発棟や実験棟で有害物質を使用する可能性が高いため、有害物質による地下水汚染を正確に把握しておく必要がある。
3-15	<p>事業対象地域における生息動植物の調査について</p> <p>(1) 調査期間について 本方法書には事業対象地域の生息動植物の調査について調査期間の記載がない。 少なくとも、調査は3年間を行なうべきである。2年間以下では得られたデータ比較において蓋然性を有する解析が困難である。</p> <p>(2) 調査回数について 本事業の事業対象地域は約660haと広大であり、かつ多様な環境を有することから、とくに動物については現地調査の回数が各季節ほぼ1回ということは見落とす可能性が高まることも考えられ、調査年数とも関連するが回数の増加が必要である。</p>
3-16	<p>3-16</p> <p>改変により生息地が失われる場合、鳥類、哺乳類などがどのように動くのか、調査に基づいた科学的なシミュレーションを行い、そのようになったかどうかの事後調査も行うべきである。</p>
3-17	<p>3-17</p> <p>調査にあたっては、鳥類などの生息や繁殖に悪影響を与えないように厳重に注意するべきである。</p>
3-18	<p>3-18</p> <p>オオタカについては、当該計画地だけではなく周辺のエリアでの行動も含め、猛禽類保護マニュアルに従い、2営巣期以上の慎重な調査を行い、慎重に評価をするべきである。他の希少種と共に、具体的な調査、評価の方法につき、方法書に明記すべきである。</p>

番号	意見の概要
3-19	猛禽類はテリトリーが広く、予定地周囲にテリトリーを持つ個体も大きく影響を受けるので調査をする必要がある。開発予定地に生息していると思われる猛禽類が周辺部に移動するかどうかを知るためには、広範囲で調査を実施しておかないと移動して無事繁殖しているのか、もともと周辺部に生息していた猛禽類なのか区別がつかない。また、ハチクマなどは非常に広い範囲で行動するので調査エリアで観察された猛禽類については、周辺部のどこまで利用しているのかをすべきである。現在、予定地の周囲から外側の稜線までを調査範囲としているが、あと2~3キロほど広げる必要がある。
3-20	方法書においては、鳥類調査は年5回（春、繁殖期、夏、秋、冬）としているが、当該地域とその周辺ではオオタカ、サシバ、ハチクマなどの猛禽類やアオバズク・フクロウなどのフクロウ類などの生息が予想され、また、渡りの時期や越冬期にもその他の猛禽類なども利用すると考えられることから、調査は毎月3日間ずつ2回以上、少なくとも2年間は継続して行うべきである。
3-21	フクロウやアオバズクなどのフクロウ類や、ヨタカなど主に夜間に活動する希少鳥種も生息しているので、夜間調査も行うべきである。
3-22	標高が低いとはいえ、クマタカの生息の可能性も考えられることから調査は綿密に行うべきである。
3-23	愛知県野鳥保護連絡協議会、西三河野鳥の会、岡崎野鳥の会など地元のNGOの意見を十分聞くべきである。もし、検討委員会等を立ち上げることがあれば、これらの団体からも委員を選任するべきである。
3-24	は虫類、両生類の現地調査が「目視観察調査」だけとなっているが、昆虫類や魚類と同様に、一般採集調査も併用すべきである。
3-25	景観資源等の現地調査が夏、冬に各1回調査を行うとあるが、秋の紅葉、春の若葉の状況が把握できるよう、春夏秋冬の調査を行なうべきである。
3-26	主要な人と自然との触れ合いの活動の場で、現地調査が「予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯」とあるがあまりにも抽象的である。もっと具体的な現地調査方法を示すべきである。
3-27	温室効果ガスの排出削減が喫急の課題であるところ、日本では、削減できないどころか、逆に増加していることが環境省からも発表されているが、あらたに森林を開発し、温室効果ガスを発生する本事業による温室効果ガスの排出量と、その削減について、本アセスでは、具体的に評価をすべきである。

#### 4 環境影響評価の全般に関する意見

番号	意見の概要
4-1	<p>本アセスの対象とする事業は、愛知県が行うトヨタ自動車株式会社のテストコースおよび研究施設の用地の造成と、造成中から始まるトヨタ自動車株式会社による同テストコースおよび研究施設等の建設・供用をも含むようであるが、造成と施設等建設は事業主体が違う。アセスについては愛知県がすべて行うということであれば、そのアセスの費用も造成地売却費用に含まれているのかどうか明らかにし、アセスについての責任の主体を明確に記載すべきである。</p> <p>また、愛知万博のアセスでも問題になったが、事後アセス(工事完了後・供用中・供用後の環境影響評価)を行わなければ、環境影響についての真の評価はできないが、着工後 11 年目に全面的な完成との表があるのみで、この間 11 年間のアセスおよび全面完成後のアセスについての具体的な記載がない。11 年間について誰がどのように責任を持ってアセスを実施するのか、さらに、完全完成後少なくとも 10 年程度のアセスが必要であるが、その実施主体含め明記すべきである。</p>
4-2	<p>本方法書には環境負荷を低減することを検討することのみが記載され、計画の中止、縮小、代償措置、代替案の検討などについての記載がない。</p> <p>これは、環境影響評価制度の大幅な後退といえる。「愛・地球博」においては、当初計画から「新住宅地整備事業」が中止されたほか、開催地自体の変更が行われた。</p> <p>一時的、短期的な経済的な利益のために中・長期的な国民の利益が犠牲にされることがあってはならない。そのためにこそ行われる環境影響評価が形式的なものに終始してないがしろにされることがあってはならない。</p> <p>環境省が戦略的環境アセスの実施に取り組んでいるところでもあり、事業の中止、縮小、代替案の検討をも含む実効あるアセスを行うべきである。</p> <p>鳥類の場合、移植は不可能なので、白紙撤回も視野に入れて行うべきである。</p>
4-3	<p>本事業の目的であるトヨタ自動車株式会社のテストコース、研究施設等の建設そのものについて、異議を申し上げるつもりはないが、主要な問題点として、なぜ、対象地域が候補地として選定されたのかということが極めて不明瞭である。</p> <p>方法書に記載される当該地域選定理由のうち、唯一理由らしい理由は「トヨタ本社に近い」ということだけである。</p> <p>環境アセスメントという以上、当該地域でならないのか、他に候補地はないのか、環境負荷を軽減するためには他の選択肢はないのか、そのことをそまそまの検討項目とすべきである。</p> <p>環境保全に重要な企業価値を認めるトヨタ自動車株式会社の施設を建設する事業のアセスメントが代替地の検討すらまったくないこのような低次元のもので宜しいのか。</p> <p>先にこの土地があって開発を前提としているが、第 2 案を示し、土地利用としての比較検討をすべきである。</p>

番号	意見の概要
4-4	<p>評価の手法として、「実行可能な範囲で回避され、または低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、環境基準との整合が図られているか否かについても検討する」と書かれているが、これを、「事業実施にあたり事業者の実行可能な範囲で」という意味で取り扱わず、事業自体の中止や縮小、代替案の検討等を含む評価を行うものとして取り組むべきであり、その旨方法書に明記すべきである。</p>
4-5	<p>本アセスの事業は、特定の民間企業の事業であり、また、本事業が雇用創出のためと言っても既に愛知県の産業において大きな位置を占める自動車産業の一大企業であって、これ以上、自動車産業の拡大ばかりに愛知県が大きく関与することは、産業の多様性を阻害し、将来的に県民の利益も阻害するものであり、加えて、公的支援の必要がない経営好調の大規模企業の事業計画用地の買収・造成を愛知県の事業として行うことに、切迫した必然の理由はなく、むしろ、このような特定企業・産業に資することで公平公正な行政運営に支障を来すと考える。公的な関与による雇用創出は、好調でない産業分野や中小企業に対して行うべきである。また、環境面から見ても、森林環境税の導入を検討している愛知県が、希少種や森林を失ってまで、温室効果ガスの排出等環境に負荷の大きい自動車産業の振興に積極的な支援を行うのは矛盾する。</p> <p>このように問題の多い事業を、希少種の多く生息する環境、森林を破壊してまで行うことは容認できない。</p>
4-6	<p>本事業につき、県民に対し十分に理解を得る努力は惜しんではならないところ、本アセスへの市民参加、情報公開は、最低限の形だけのものであり、縦覧期間を過ぎると、愛知県や企業庁のホームページには、アセスに着手していることすら（記者発表資料さえも）示されておらず、愛知万博の理念の継承を唱う愛知県が行うべきアセスとはかけ離れた実態である。愛知県は、環境先進県を唱い、生物多様性条約締約国会議の招致を目指すのであれば、愛知万博のときと同様に「先進的なアセス」を目指し、万博のアセス以上に先進的なアセスを実施するべきであり、市民参加や情報公開が後退するようなアセスを行ってはならない。</p>
4-7	<p>先に造成を先行し、4年目から施設着工というスケジュール案はアセスを軽視している。</p>

## 5 その他

番号	意見の概要
5-1	<p>トヨタ自動車が「手狭となった本社技術ゾーンに加え新たな研究開発拠点を早期に確保するため…本県に対して開発・造成の要請がなされた」とあるが、トヨタ自動車が独自に開発・造成しようとする早期に確保できない理由を明記すべきである。</p>

番号	意見の概要
5-2	本来はトヨタ自動車が独自に開発・造成、「環境との調和」は配慮すべきであるし、「各種土地利用規制との調整」は行なわざるを得ないし、「周辺の基盤整備」の名目で岡崎市と豊田市を巻き込んで県に要請させるのは本末転倒である。
5-3	トヨタ自動車の要請により「本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的として」県が開発・造成を肩代わりするのはおかしい。高度成長期の大企業優先の県政に逆戻りするのでは許されない。
5-4	「対象事業実施区域の境界は、今後の土地利用計画の検討状況等により、順次確定していく。」というあいまいな事業区域設定は、開発用地の買い上げや借上げの困難さを伺わせる。土地の権利者は何人いて何筆あるのか、そのうち不在地主は何人かなどの情報を明記すべきである。
5-5	「対象事業実施区域の境界は、今後の土地利用計画の検討状況等により、順次確定していく。」というあいまいな事業区域設定は、開発用地の買い上げや借上げの困難さを伺わせる。そのような面倒な手続きを税金を使って県職員に行なわせるような手法は取るべきではない。
5-6	周辺整備の内容と費用とその負担を示すべきである。また、費用は基本的には全てトヨタ負担とすべきである。
5-7	職住近接が交通量を増やさない原則である。5,000人の移動を減らす住宅対策や土地選定を考慮すべきである。
5-8	シャープ亀山工場では、派遣が多く、定住者がいない。豊田市でもトヨタは高収益だが市民生活は悪化している。工場が成長しても地域は活性化していない。下請け単価の改善や農村等の活性化に効果がない。下山地区の活性化（雇用、消費）の効果が見えない。
5-9	今回の開発は面積が広大かつ山林が主体のため、かなり大きな調整池がたくさん必要と思われる。近年の極端な集中豪雨をも想定しなければならず、現状の山林のように保水能力をもたせるためには降った雨水を最低限数日間貯留させる必要がある。排水放流後、下流域で洪水を起こさないよう、郡界川と保久川の流量調査と現地の降水量の調査が必要と思われる。
5-10	計画地の埋蔵文化財としては、鎌倉や室町時代の窯跡が3つ含まれているが、これらを今後、発掘調査する場合、もしくは既に調査済みであり保存について検討する場合は、市民に開かれた検討委員会を設置した上で行い、情報公開と市民参加の上でその保存について検討することを方法書に明記すべきである。